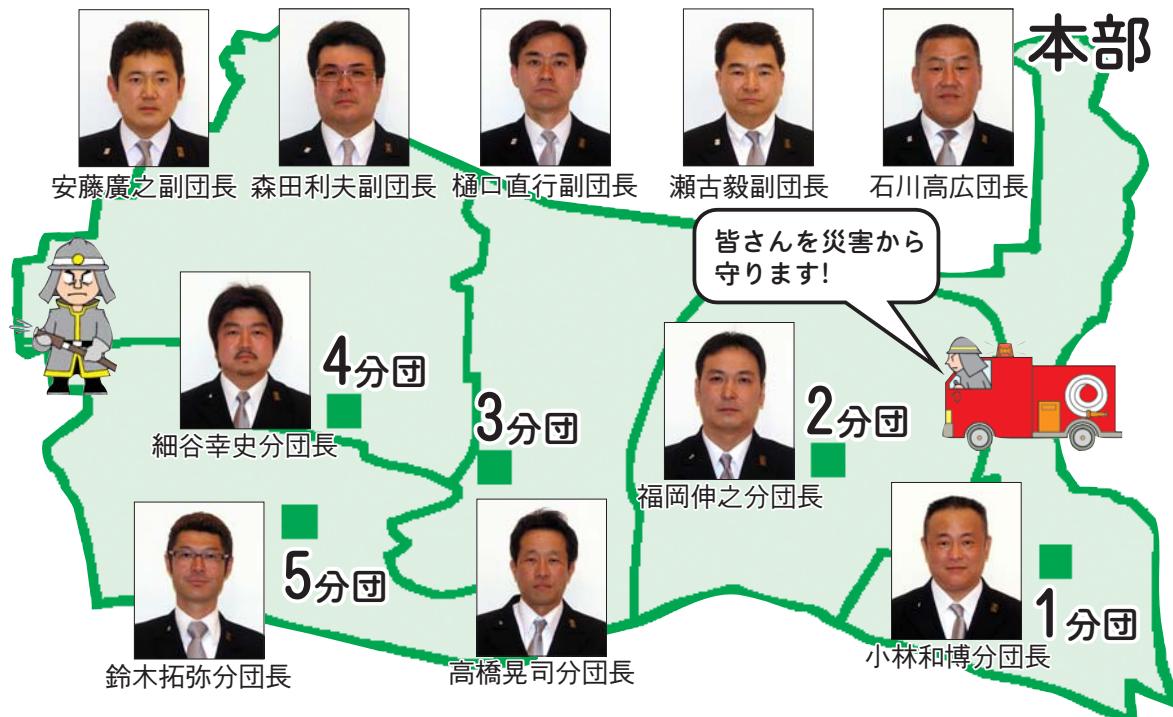


□市民を災害から守ります!

福生市消防団を紹介



福生市消防団は石川高広団長を中心として、本部5名、本部指揮班6名、5個分団で活動しています。市内に火災などの災害が発生すれば、出動し、消火活動を行います。また、自主防災組織からの要請により応急救護訓練などのお手伝いもしています。今年4月から新体制でスタートしました。市内全域を5分割し、そ

れぞの受け持ち区域を担当する新しい正副団長及び分団長を紹介します。

第一分団 小林和博分団長

内出・武蔵野・福東・南田園

第二分団 福岡伸之分団長

鍋ヶ谷戸第一・見台・福栄・熊川牛浜・福生

第三分団 高橋晃司分団長

二・原ヶ谷戸・志茂第一・志茂第二

第四分団 細谷幸史分団長

本町第一・本町第一・本町第六・本町第七・本町第八

第五分団 鈴木拓弥分団長

第一・本町第八第二・武蔵野

第六分団 鈴木拓弥分団長

台一丁目・加美平

第七分団 鈴木拓弥分団長

水田・長沢・加美第一・加美第二

第八分団 鈴木拓弥分団長

安全部会議室

第九分団 鈴木拓弥分団長

北・南・加東合

第十分団 鈴木拓弥分団長

計

第十一分団 鈴木拓弥分団長

計

第十二分団 鈴木拓弥分団長

計

第十三分団 鈴木拓弥分団長

計

福生交通少年団員募集
対象 小学3~6年生
問合せ 福生警察署交通課交
通総務係 ☎ 551-0110
課地域安全係・福生警察署
生活安全課防犯係 ☎ 551-0110
①自己またはその配偶者、直系の親族による請求
②国・地方公共団体の機関による請求
③①・②以外のものであつて、戸籍の内容を確認する
につき正当な理由がある者による請求（自己）の権利行使や義務の履行に必要な場合
がとれない場合があります。
また請求者等の本人確認ができないときは証明書等
による請求（自己）の権利行使や義務の履行に必要な場
合など）

「なりすまし、虚偽申請の防
止にご協力ください」
止にご協力ください
110
課地域安全係・福生警察署
生活安全課防犯係 ☎ 551-0110
①自己またはその配偶者、直系の親族による請求
②国・地方公共団体の機関による請求
③①・②以外のものであつて、戸籍の内容を確認する
につき正当な理由がある者による請求（自己）の権利行使や義務の履行に必要な場合
がとれない場合があります。
また請求者等の本人確認ができないときは証明書等
による請求（自己）の権利行使や義務の履行に必要な場
合など）

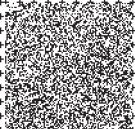
**市内の商店街を紹介します
～これであなたも福生人!!～②(全12回)**

銀座商栄会
福生駅西口から、1つ目の交差点を入口として、銀座通り商店街はあります。現在は、3商店街に分かれていますが、その一番駅より銀座商栄会があります。商店の数は大型店を始めとして70数店舗あり、各商店が独自のアイディアとサービスを行なっています。

商栄会ではお中元と歳末の時期に、現金還元の三角クジによる大売出しを実施しています。最近では、新店舗会員も増え、女性専門のフィットネスクラブやイタリア料理を美味しく食べられるお店、夜にはお酒を飲みながらコミュニケーションが図れるお洒落なバーや隠れ家的な居酒屋など多種多様です。

これからも老若男女、多くのお客さんに喜んでもらえるように努力していきます。銀座商栄会を今後ともよろしくお願いします。

銀座商栄会会長幡垣正生
最寄り駅福生駅(西口)
問合せ地域振興課



連休中は「空き巣狙い」に注意しましょう！
連休は、旅行や遊びに出かけるなど、外出する時間が増える方も多いでしょう。「空き巣狙い」はこのようないチヤンスを見逃しません。ちょっとでも家を留守にするときは、玄関はもちろん、どんなに小さな窓でも必ず鍵を締めてから出かけましょう。窓には補助錠や防犯フィルム等が効果的です。「空き巣狙い」は家の

民の皆さんの個人情報を保
留し、なりすましの防止を
図るために行われます。
本人確認について規定され
ます。
①自己または自己と同一世
帯に属する者による請求
②国・地方公共団体の機関
による請求
③①・②以外のものであつ
て、住民票の記載事項を確
認するにつき正当な理由が
あるものによる請求（自己）
の権利行使や義務の履行に
必要な場合など）

●「心の相談」
日時 5月23日(金)午後1時~
2時30分
場所 福祉センター相談室
対象 心の問題や病気を持つ
市民とその家族など
申込み 6月4日(水)までに
(日曜・祝日を除く午前9時
~午後5時15分)ふっさボ
ランティア・市民活動セン
ター ☎ 552-2122-
Eメール info@fvac.
group-info.com

請求できる場合が限定され
ます。
①自己またはその配偶者、
直系の親族による請求
②国・地方公共団体の機関
による請求
③①・②以外のものであつ
て、戸籍の内容を確認する
につき正当な理由がある者
による請求（自己）の権利行使
や義務の履行に必要な場合
がとれない場合があります。
また請求者等の本人確認
ができないときは証明書等
による請求（自己）の権利行使
や義務の履行に必要な場合
がとれない場合があります。
請求できる場合が限定され
ます。必ず本人確認書類を持
参してください。これは市
民の皆さんの個人情報を保
留し、なりすましの防止を
図るために行われます。
本人確認について規定され
ます。
①自己または自己と同一世
帯に属する者による請求
②国・地方公共団体の機関
による請求
③①・②以外のものであつ
て、住民票の記載事項を確
認するにつき正当な理由が
あるものによる請求（自己）
の権利行使や義務の履行に
必要な場合など）

請求できる場合が限定され
ます。また交付する際の
請求できる場合が限定され
ます。

請求できる場合が限定され
ます。必ず本人確認書類を持
参してください。これは市
民の皆さんの個人情報を保
留し、なりすましの防止を
図るために行われます。

請求できる場合が限定され
ます。必ず本人確認書類